

経営安定関連保証（セーフティネット保証）4号の認定について

《認定要件》

- ① 【法人】登記上の住所地又は事業実態のある事業所の所在地【個人】事業実態のある事業所の所在地が八千代市内にあること。
 ② 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた後、原則として最近1か月の全体売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の全体売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。
- ※最近1か月とは、原則として申請月の前月を指します。

《手続きについて》

- ① 金融機関等に利用の相談をしてください。
 市ウェブページから書式をダウンロードし、申請書・補助資料を作成して下さい。
 ② 必要書類を揃えて、商工観光課へ提出して下さい。
 国からの要請により、申請は金融機関の代理申請を原則としております。
 申請は電話による事前予約制です。（下記問合せ先参照）
 予約なく来庁された場合、当日の予約状況等により、対応できない場合があります。
 ③ 認定書を申請の翌業務日以降に原則として郵送で交付いたします。
 ④ 認定証の有効期間内（市の認定日から30日以内）に、金融機関又は信用保証協会に対して保証申込をして下さい。

《必要書類》

書類	備考・注意事項	✓欄
① 認定申請書	円単位で表記のこと。 ※業歴の条件緩和等により書式が異なるため注意。	
② 認定申請書補助資料	実印を押印すること。記載内容について確認資料を添付すること。 ※原則として申告（決算）済の実績は③、それ以降の期間は④を基準として作成すること。	
【法人・個人共通】 ③ 確定申告書（直近1期分）【写し】	【個人】青色申告決算書又は収支内訳書（白色申告） 【法人】法人事業概況説明書を併せて添付すること。	
④ 売上高等の実績が確認できる書類【写し】	月毎の売上内容が分かる資料を添付すること。 （試算表、元帳または売上台帳、売上先への請求書の写し等） ※③で明示されている分は不要。 ※月額の集計方法は確定申告の集計方法に合わせる。	
⑤ 委任状（任意様式）	代理人が認定申請手続きを行う場合は添付すること。 ※金融機関等が代理人となる場合、担当者個人を代理人と定め、委任された担当者以外での提出や受領は行わないこと。 ※代理人や作成日の未記載等、不備がある場合は受付不可。	
【法人】 商業登記簿履歴事項全部証明書【写し】	3ヶ月以内に発行されたもの。 ※インターネット取得のものでも可。	

注）認定書の発行によって融資を確約するものではありません。別途金融機関及び信用保証協会の審査があります。

問合せ先：商工観光課（TEL047-421-6761）